

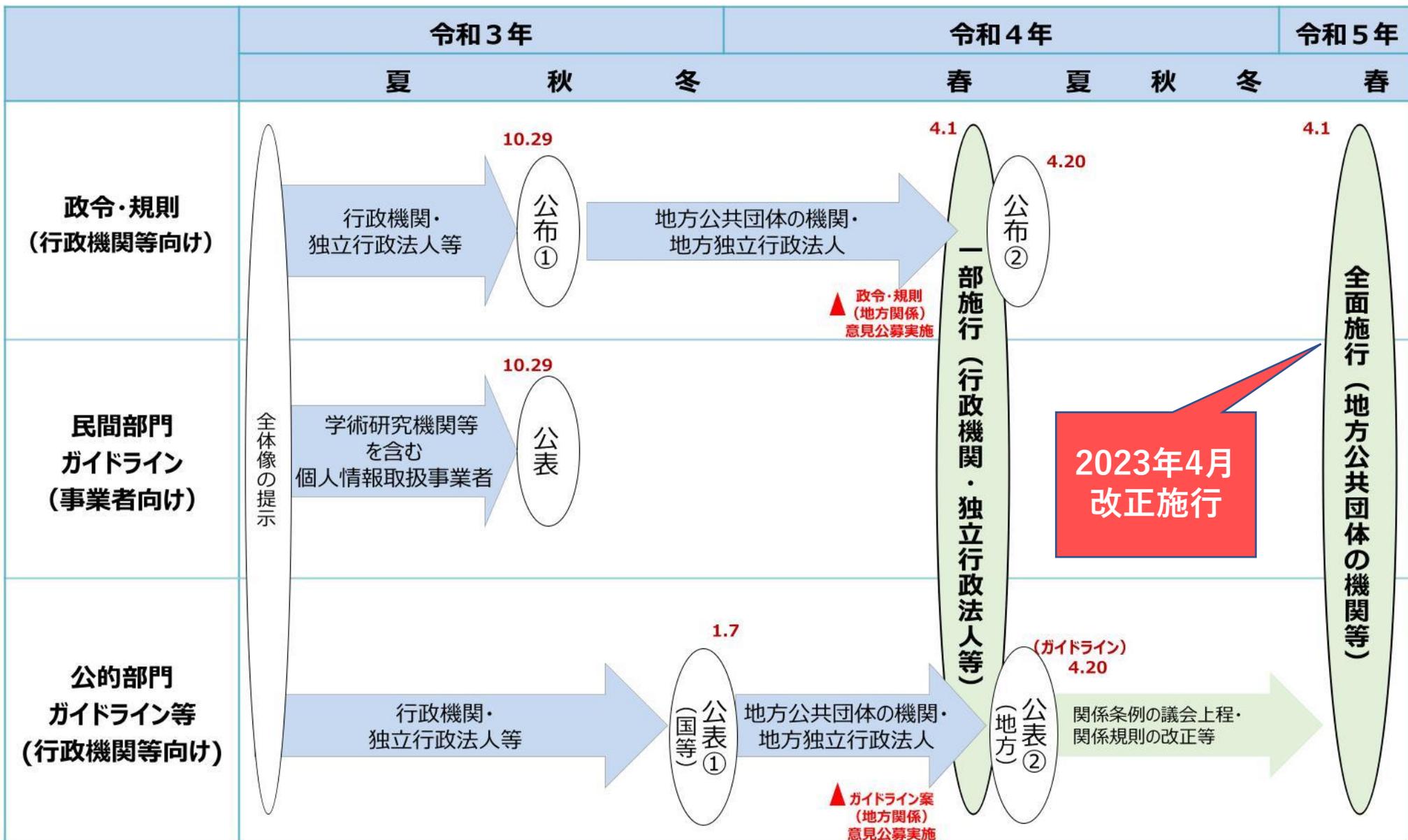
2022.9.9 於:杉並区議会第二委員会室
原田 富弘 (せたがや市民講座)

個人情報保護条例改正への具体的取組事項を学ぶ

[1]法改正と法成立後の経過

[2]条例改正に向けての具体的要望事項

(参考) 令和3年改正個人情報保護法の想定スケジュール



個人情報保護委員会
 政令規則告示改正
 概要資料
 (2022年4月20日)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_seireikisokuguidelines_gaiyou.pdf

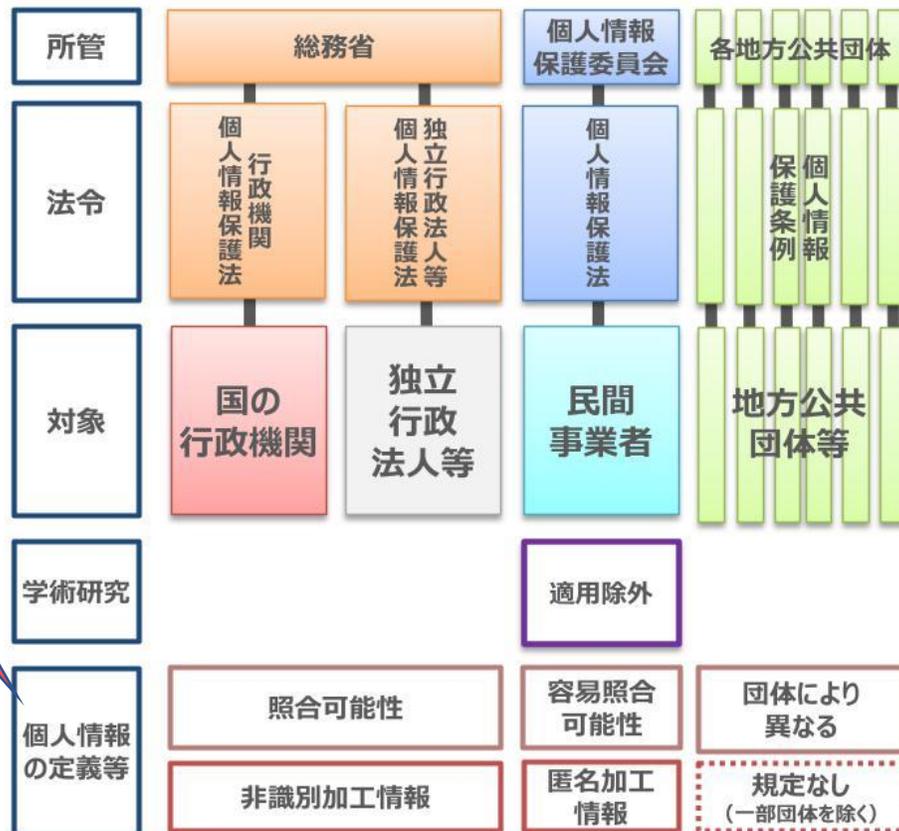
個人情報保護条例改正に至る検討経過

- ◎個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース(2019.12.25～2020.12.23)
 - 内閣官房、総務省、個人情報保護委員会
 - 2020.8「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」
 - 2020.12「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」
- ◎個人情報保護制度の見直しに関する検討会（有識者で構成 2020.3.9～2020.12.17）
 - 2020.8.17「中間整理案」、2020.12.17「最終報告案」
- ◎地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会(事務局:個人情報保護委員会)
 - 東京都、神奈川県、山梨県、神戸市、和泉市、五霞町、那賀町、全国知事会、全国市長会、全国町村会
 - (1)2019.12/2 (2)2020.1/29 (3)5/25 (4)7/3
- ◎2021.5.12 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律成立—5.19公布
- ◎2021.6.23「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)」(第176回個人情報保護委員会決定)
- ◎自治体向け個人情報保護法改正説明会 第1回2021.7 第2回2021.11～12
- ◎2022. 1.28～3.1ガイドライン(行政機関等編)等パブコメ 4.20結果公表
- ◎2022.4.20個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)公表
 - https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_koutekibumon_guidelines_shinkyu.pdf
- ◎2022.4.28個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)
 - https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_qa_shinkyu.pdf
 - 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)
 - https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_jimutaiou_guide_shinkyu.pdf

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

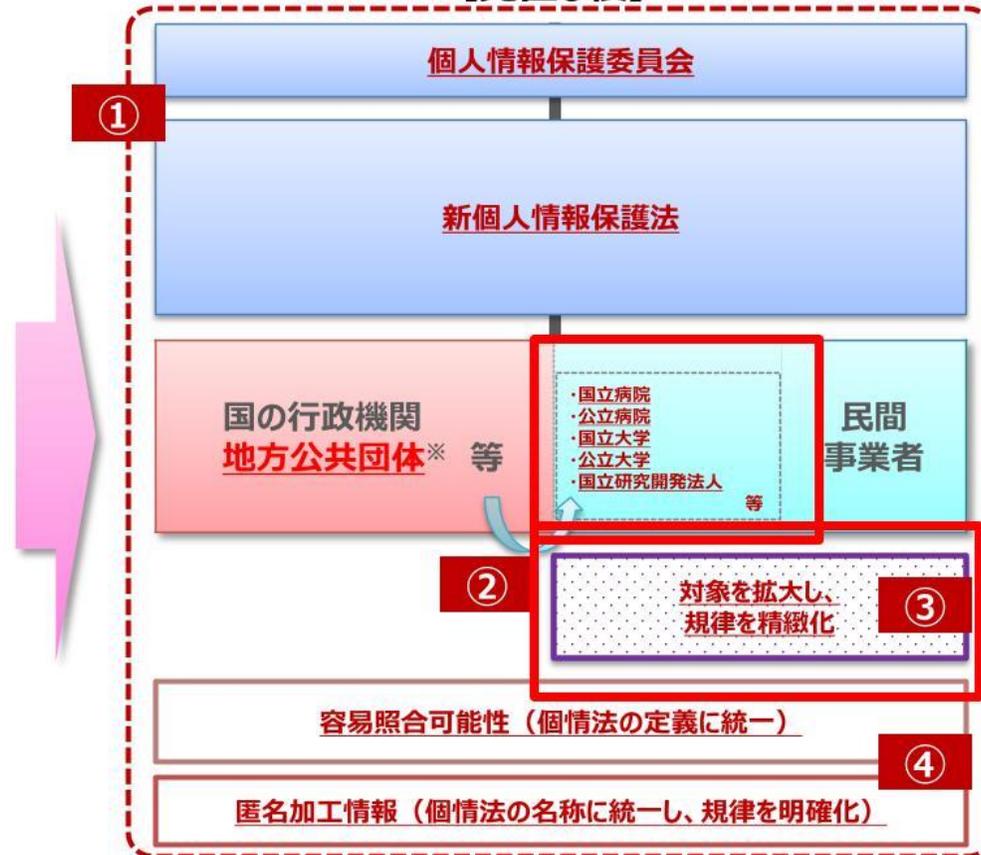
【現行】



個人情報の範囲が縮小
照合可能
↓
容易照合可能

個人情報保護委員会
法改正概要資料
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf

【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

条例の相違が
データ流通の
支障になる

↓
条例を国基準に
そろえる

↓
「国と同じ規律
を適用」

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

個人情報保護委員会
法改正概要資料

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

＜改正の方向性＞

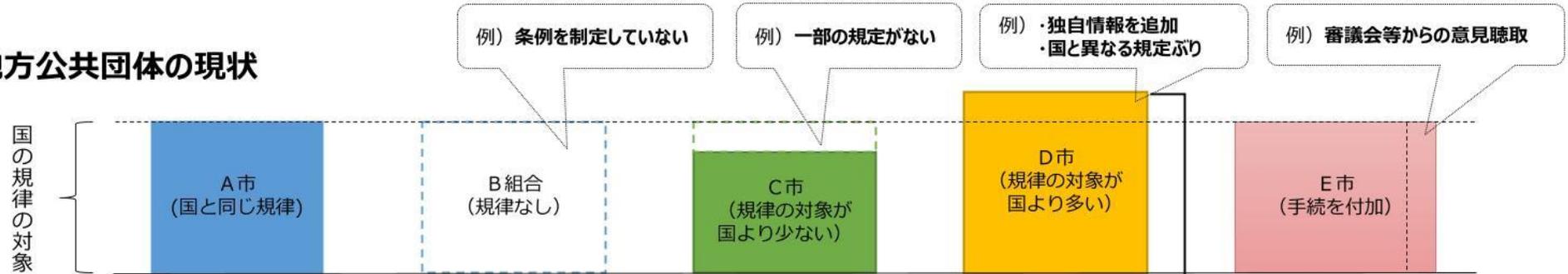
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

国基準化は「ナショナルミニマム」の設定ではない

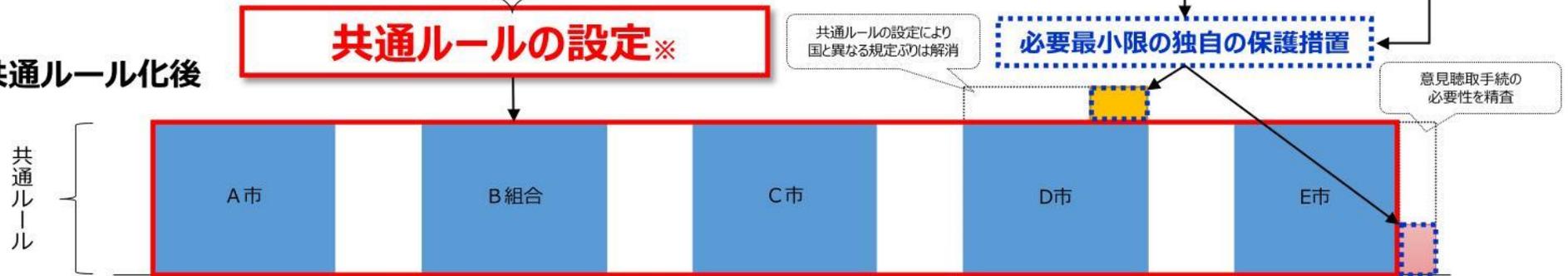
↓

国を上回る規定の切り下げ

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

個人情報保護委員会
法改正概要資料
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf

2. 国会における附帯決議②（個人情報保護法関係抜粋）

自治体の条例制定
の最大限尊重
全国的に適用する
事項は法令見直し

自治体毎の相違を
平準化する目的なら
多くの条例の規定に
揃えればいはず
しかし・・・

個人情報保護委員会
第174回資料1
(2022年5月19日)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210519_shiryou-1.pdf

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月11日参議院内閣委員会）（抜粋）

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の諸点の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定することができる旨を、地方公共団体に確実に周知するとともに、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することにより業務量が増大すると見込まれることに鑑み、その任務を果たすことができるよう、必要な人材の確保を含め体制強化を図ること。また、個人情報保護委員会は、地方公共団体から必要な情報の提供又は技術的な助言を求められた場合には、迅速に対応すること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

自治体の個人情報保護条例の規定内容(2019.4総務省調査)

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合:%)			
	都道府県		市区町村	
個人情報の処理形態の範囲	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
死者に関する情報(※)	30	(63.8%)	1,001	(57.5%)
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47	(100.0%)	1,659	(95.3%)
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45	(95.7%)	1,642	(94.3%)
利用・提供の規制	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44	(93.6%)	1,631	(93.7%)
維持管理に関する規制	47	(100.0%)	1,740	(99.9%)
自己情報の開示の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の訂正の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の利用停止の請求等	47	(100.0%)	1,688	(97.0%)
外部委託時の規制	47	(100.0%)	1,739	(99.9%)
個人情報を取り扱う職員の責務	47	(100.0%)	1,702	(97.8%)
当該地方公共団体職員に対する罰則	47	(100.0%)	1,309	(75.2%)

ほとんどの自治体で、
利用・提供等の例外
を「審議会」に諮問
して運用

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会第1回(2019.12.2)資料4 総務省提出資料
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191202_soumushiryu.pdf

(※)地方の独自規定

自治体条例での「審議会」の機能（総務省調査）

- 各地方公共団体の個人情報保護制度の中で設置されている審議会等の機能については以下のとおり。

【審議会等の機能について(複数回答可能)】

(都道府県)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	40団体	85.1%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	41団体	87.2%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	47団体	100%
その他	17団体	36.2%

(市区町村)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	741団体	42.6%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	1,270団体	72.9%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	1,570団体	90.2%
その他	91団体	5.2%

<「その他」の例>

- ・非識別加工情報の取扱いについて調査審議し、建議すること
- ・事業者の個人情報の取扱いに対する是正勧告等に関する意見具申
- ・情報公開制度に関する重要な事項
- ・公文書開示決定等に対する審査請求
- ・住民基本台帳法の規定により、諮問に応じ調査審議
- ・特定個人情報保護評価に関する調査審議

(個人情報保護制度の見直しに関する検討会
第10回(2020.11.27)資料3

「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査結果(総務省自治行政局)22頁)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/kentoukai/dai10/siryoh3.pdf

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

現行条例の規定
をことごとく
「許容されない」



自治事務に対し
「許容されない」
という権限が
個人情報委にあるか

個人情報保護委員会
「公的部門(国の行政
機関等・地方公共団
体等)における個人情
報保護の規律の考え
方」(2021年6月)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）①

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- **今回の改正案については、昨年7月及び11・12月の2回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。**
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づく政令、規則も含む。以下同じ。

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
① 条例要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none">● 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「条例要配慮個人情報」が新設（法第60条第5項）。➢ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。
② 「地域における事務」の考え方	<ul style="list-style-type: none">➢ <u>法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。</u>➢ <u>法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。</u>
③ 死者に関する情報の開示	<ul style="list-style-type: none">➢ <u>死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。</u>

個人情報保護委員会
政令規則告示改正
概要資料
(2022年4月20日)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_seireikisokuguidelines_gaiyou.pdf

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
④地方公共団体に置く審議会等への諮問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。 ➢ 「特に必要な場合」につき、<u>個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。</u> ➢ 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。 ➢ <u>施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。</u>
⑤地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。</u> ➢ <u>個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。</u>
⑥条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項（例：個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条））について説明。 ➢ 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。 ➢ <u>法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。</u>

個人情報保護委員会
政令規則告示改正
概要資料
(2022年4月20日)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_seireikisokuguidelines_gaiyou.pdf

※ 地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやQ & Aの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。

※ 本改正によるガイドライン（行政機関等編）の施行日は、令和5年4月1日。

条例との関係【個人情報保護委員会が許容するとしているもの】

①～③は、条例で定めることが許容される。

④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらないものについては、条例で定めることは許容されない。

① 条例で定めることが法律上必要な事項

- ・本人開示等請求における手数料(法第89条第2項)
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料(法第119条第3・4項)

② 条例で定めることが法律上許容されている事項の例

- ・「条例要配慮個人情報」の内容(法第60条第5項)
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項(法第75条第5項)
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問(法第129条)
- ・本人開示等請求における不開示情報の範囲(法第78条第2項)
- ・本人開示請求等の手続(法第107条第2項、第108条)

③ 単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めることが許容される事項の例

- ・地方公共団体の内部管理に関わる規定
- ・法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定

【個人情報保護法改正都道府県・政令指定都市説明会 第2回(2021.11.24～12.2個人情報保護委員会事務局資料)より作成】

<http://yabure.kokuseki.info/cns/pip/br2/2021-11ppc-about-the-guideline.pdf>

④ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらない事項として条例で定めることが**許容されない事項の例**

- ・個人情報の定義に**死者に関する情報**を含める規定
- ・要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の**取得、利用、提供等を制限**する規定
- ・不要な保有個人情報の**消去**に係る規定
- ・**オンライン結合**に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に**審議会等の諮問**を要する旨の規定
- ・開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の**方法を制限**する規定
- ・本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定
- ・開示請求等の手続について法の規定よりも**処理期間を延長**する規定
- ・訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実と合致することを**証明する資料の提出**又は提示すべき旨を定める規定

※ガイドラインの位置づけ（1本ガイドラインの目的）

「本ガイドラインのうち、普通地方公共団体に適用される部分については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。」

「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(令和2年12月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf

4 地方公共団体等の個人情報保護制度の在り方 4-1 法律による全国的な共通ルールの設定

(1) 地方公共団体の条例による規律とその課題

1. 地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、**国の法制化に先立ち、多くの団体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。**

独創的な規定を設けている条例も見られるなど、地方公共団体の創意工夫が促されてきたところであり、我が国の個人情報保護法制は、**地方公共団体の先導的な取組によりその基盤が築かれてきた**面がある。

(略)

5. 他方、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体においては、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に**大量かつ多様な個人情報**を保有することになることから、個人の権利利益の保護のため、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図り、必要な保護措置を講じてきた経緯がある。

法制化後も、**地方公共団体等が地域の課題に対処するため、国による対応を待つことなく独自の施策を展開することは依然として求められるもの**であり、これに伴い保有する個人情報について、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではないと考えられる。

また、**これまでの地方公共団体等における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要**がある。

「国民総背番号制」に対して作られてきた条例と法律の歴史

国の個人情報保護法制

- 1970～ 省庁統一個人コード検討
国民総背番号制反対運動⇒検討中止
- 1980 OECDプライバシー保護勧告(8原則)
- 1982 グリーンカード制導入(所得税法改正)
⇒与党内にも反対が広がり廃止
- 1988.12 行政機関電算処理個人情報保護法
- 1999.8 住基法改正(住基ネット導入)←反対を押し切って
1999.6自自公で3年後に個人情報保護法制整備で合意
- 2002.8 住基ネット開始←自治体不参加・離脱
- 2003.5 個人情報保護法、行政機関/独法保護法成立
- 2008.3.6 住基ネット最高裁判決(要件として第三者機関等)
- 2013.5 番号法(+整備法・J-LIS法・内閣法改正)成立
→2014.1 特定個人情報保護委員会設置
- 2015.9 番号利用拡大法・個人情報保護法改正
 - 2016.1 個人情報保護委員会に改組
 - 2016.5 行政機関個人情報保護法改正
- 2020.6 個人情報保護法改正(令和2年改正法)
漏洩報告・通知義務、法定刑引上げ、仮名加工情報等
- 2021.5 個人情報保護法改正(令和3年改正法)
3法+条例の一本化

自治体の個人情報保護条例

- 1967 住民基本台帳法(住民情報の統合化)
- 1970～住民基本台帳オンライン化広がる
←国民総背番号制につながると各地で反対運動
- 1973 徳島市電子計算組織運営審議会条例
- 1975 国立市電子計算組織の運営に関する条例
5条からなる宣言的な条例
- 1976 世田谷区電子計算組織の運営に関する条例
個人情報保護の具体的方策が体系的に規定
- 1978 杉並区で条例制定直接請求運動
- 1980 福岡県春日市個人情報保護条例
初の電算処理以外を含む個人情報の保護
- 1985 川崎市個人情報保護条例
政令市で最初の条例
- 1990.3 神奈川県個人情報保護条例
都道府県で最初の条例
- 1990.12 東京都個人情報保護条例
- 2013～ 番号法に伴う条例改正
特定個人情報についての規定追加
- 2015～ 個人情報保護法改正による改正
要配慮個人情報など

[1]改正後の条例の名称は「**法施行条例**」ではなく「**個人情報保護条例**」とし、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう住民情報の保護に向けた自治体の**理念・姿勢**をあきらかにすること。その際**基本的人権の保障**や、自己情報のコントロールなど**情報主体としての住民の権利**を規定すること。

▼個人情報保護委員会は、条例を廃止し、「(個人情報保護)法施行条例」を制定することを求めている？

・個人情報保護法施行条例の条文のイメージとして「〇〇市個人情報保護法施行条例」と記載

個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ[令和3年6月時点暫定版]

(個人情報保護委員会事務局 総務省自治行政局行政課 令和3年6月29日)

<http://www.bango-iranai.net/news/pdf/326-RegulationImagesOfLocalGov.pdf>

・「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」(2022.4.28)

【凡例】で改正後の条例を、「法施行条例」(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第5号)の規定に基づき個人情報の保護に関して定めた法施行条例)」と記載

※ガイドラインに名称についての規定はない。

▼条例に理念を規定することについて

Q9-1-1 地方公共団体が定める法施行条例において、基本理念や事業者・市民の責務についての規定を設けることは可能か。

A9-1-1 法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられません。

「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」(令和4年4月追加)

[2]「審議会」で有識者・住民により**行政をチェックする意義**を確認し、「審議会」の役割を条例に規定して今後も十分機能するようにすること。

▼個人情報保護法第129条(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

※個人情報保護法第三章第三節 地方公共団体の施策

第十二条(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十三条(区域内の事業者等への支援)

第十四条(苦情の処理のあっせん等)

▼ガイドライン 9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

「……特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう……

▼世田谷区答申 (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/001/d00198136_d/fil/0708.pdf)

1 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」

1 2(略)

3 行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

[3]個人情報の外部提供・目的外利用や住民情報の管理システムの開始・改変など、従来審議会に諮問してきた事柄について、今後も**審議会に報告**し、審議会委員が必要と判断した際は**自発的に調査・審議・意見陳述**ができるようにするとともに、報告事項を**ホームページに掲載**するなど市民にわかるようにすること。

▼ガイドライン 9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、**典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない**。令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、**個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである**。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

▼「一問一答令和3年改正個人情報保護法」(2021.11.25商事法務)(Q55 62頁)

富安泰一郎(前内閣官房IT総合戦略室審議官)、中田 響(前内閣官房IT総合戦略室企画官)

- 1 **審議会への諮問は、地方公共団体の機関の間で行われる内部手続**であり、改正法の施行後も、地方公共団体の長等が、意思決定に際して審議会等の意見を聴くこと自体は**否定されません**。
- 2 その一方、Q54で述べたような理由から、改正法の施行後は、地方公共団体の長等が個別の個人情報の取扱いについて**審議会等に諮問する必要性は低下**するものと考えられます。
それにもかかわらず、地方公共団体の長等が、従来の慣行を単純に踏襲し、**本来必要ない場面で審議会等に諮問する事態が頻発するとすれば**、改正法全体の趣旨に照らし、望ましくないと考えられます。
- 3 そこで、第129条は、「地方公共団体の機関は……特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定し、地方公共団体に対し、改正法全体の趣旨を踏まえ、審議会等への諮問の必要性を改めて精査することを求めています。

Q7-1-3 法施行条例において、審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能か。

A7-1-3 **法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。**

ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。(令和4年4月追加)

Q7-1-4 法第129条の規定に基づく審議会等への諮問について、諮問先の審議会等の構成員に専門的な知見を有する学識経験者等だけでなく、**公募で選ばれた住民代表も含めても良いか。**

A7-1-4 法第129条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。

一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、**専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。**
(令和4年4月追加)

[4]個人情報は**本人から収集**するよう努めることを**責務として条例に規定**するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な本人外からの取得については、**審議会に報告**し、審議会により調査・審議・意見陳述ができるようにすること。

(参考例) **横浜市個人情報保護審議会 個人情報保護条例改正「中間取りまとめ」**

4 個人情報を収集する際は、可能な限り本人から収集するよう努める責務規定を新保護条例で設けるべきである。

5 人種、信条及び社会的身分に係る情報を収集しないよう努める責務規定を新保護条例に設けるべきである

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/joreikaisei.files/0006_20220620.pdf

[4 本人外収集の制限について 説明]

2 新保護法における収集制限の扱い

新保護法では、本人外収集に関する制限は設けていない。新保護法第61条第1項で「行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」とし、第64条では「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と規定している。

国としては、利用目的を特定し、不正な手段によらず個人情報を収集すれば、これまで各地方公共団体で行ってきた個人情報保護の水準を維持できるという考えである。さらに、ガイドラインでは、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、**新保護法に委任規定が置かれていないものについて条例で独自の規定を定めることを許容しておらず、その一例として「個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定」(P.74)を挙げている。**

3 本人外収集の制限を責務規定として存置する理由

個人情報を、本人から収集できるにもかかわらず、本人以外から収集した場合には、違法ではないとしても、トラブルの発生が懸念される。これまで行ってきた本市の個人情報の保護水準を低下させず、市民の信頼を損ねないためには、**本人からの直接取得に限定する規定までは設けられないにしても、本人から収集することができる場合には、当該本人から収集するよう努めることを責務規定として新保護条例に定めるべきもの**と考える。

[5] **要配慮個人情報**はできる限り収集しないよう努めることを**責務として条例に規定**するとともに、その扱いについて**安全管理措置を整備**すること。

また個人情報保護法令に規定はないが不当な差別・偏見の原因となるおそれがある個人情報について、**積極的に「条例要配慮個人情報」**として条例に規定し管理に万全を期すこと。

▼条例では、当初よりセンシティブ個人情報の収集制限等を規定

▼国は2015年個人情報保護法改正で「要配慮個人情報」を新設

民間事業者の取得は原則として本人の同意が必要で、オプトアウト手続きによる第三者提供を認めない。

▼行政機関個人情報保護法2016年改正で、要配慮個人情報を規定

収集制限等は設けていない。
個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載。

個人情報保護法の改正と政令等のポイント②

15

2. 要配慮個人情報の規定の新設

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

「条例要配慮個人情報」が、なぜ新保護法に規定されたか

▼新個人情報保護法第60条(定義)5

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、**地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの**として地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

▼「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」40頁(令和2年12月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhokoku.pdf

(5) 条例で定める独自の保護措置

2. 他方、**共通ルールよりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、必ずしも否定されるものではない**と考えられる。

ただし、個人情報保護法制が「個人情報の有用性に配慮」(個情法第1条、行個法第1条及び独個法第1条)することを求めるものであり、共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限ることとするのが適当である。

3. 例えば、**地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報で、その取扱いに特に配慮が必要と考えられるものとして「LGBTに関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事実」等が考えられるが、これらは、国の行政機関では保有することが想定されず、行個法・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号。以下「行個令」という)の「要配慮個人情報」には含まれていないものである。**

また、将来においても、地方公共団体等において新たな施策が展開され、その実施に伴い保有する個人情報が、行個法・行個令の「要配慮個人情報」には規定されていないものの、その取扱いには、「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報である場合も想定される。**こうした個人情報について、不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報として、地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できることとすることが適当である。**

[6]目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないう、個人情報保護**担当部署への報告**を義務づけ、「**審議会**」に**報告**して客観性が反映される仕組みにするとともに、**個人情報ファイル簿への記載等**による住民への可視化を条例に規定すること。

法改正(一本化)により、2023年4月より、**個人情報保護法の規定が自治体にも適用**される

▼新個人情報保護法第69条(利用及び提供の制限)

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を**内部で利用**する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を**提供する場合**において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を**提供することについて特別の理由**があるとき。

▼(参考例) **名古屋市個人情報保護審議会答申**(2022.8.5) 4 個人情報の取得の制限について

(1)個人情報の本人以外の者からの取得のうち、現行条例によるならば事前に等審議会への意見聴取を要するものについては、個人情報保護制度の**所管部署への報告**等を行った上で当該取得を実施するとともに、これにつき**当審議会への事後報告**を行うこととするのが適当である。

((2)(条例)要配慮個人情報についても、所管部署への報告後の取得と審議会への事後報告を行うことが適当とする)

▼(参考例) **京都市審議会答申**(2022.6) <論点 3> 目的外利用・提供の制限

「…また、提供先や利用目的の可視化について、新条例で義務化することが適当です」

[7]住民情報の**オンライン結合**について、デジタル化の進展により新たな漏洩やシステムの障害、プライバシー侵害などが起きる可能性を考慮し、「**審議会**」や**専門家による検証**を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて**結合先に対する調査や要請**を行うことを条例に規定すること。

▼オンライン結合について、個人情報保護法には規定がない

▼ガイドライン 11 条例との関係

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:**オンライン結合に特別の制限**を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

▼「Q&A(行政機関等編)」 A7-1-1

……なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。

一方で、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、**法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。**(令和4年4月追加)

杉並区の条例制定にいたる検討

「杉並区における個人情報保護に関する答申」(抜粋)

(昭和53年3月1日杉並区個人情報保護対策研究協議会 会長 志村 芳男)

1. 総括的意見(2～3頁)

(前略)「国民総背番号制」とは、昭和45年頃、行政管理庁が中心となって国の省庁間で、「事務処理用統一個人コード」の設定について検討されたものに対して、呼称されたものと聞き及んでおります。以来、地方自治体において住民記録の電算化を図る場合、必ず話題となり、この問題に関連しての議論が行われています。しかし昭和52年2月、国会において内閣総理大臣がこの問題に関連して「国民のコンセンサスが得られないので、実施する考えはない」旨の発言を行っております。

私たちは、区において事務処理の効率化と区民サービスの向上に寄与するため、電子計算組織を利用することを否定するものではありません。住民記録の電算化が、直ちに国民総背番号制に結びつくとは考えませんが、反面、絶対につながらないという保障もありません。

このため、**杉並区においては、電子計算組織を利用するにあたって、国あるいは他の地方自治体のシステムとの結合を行うようなことは、絶対に避けなければならないと考えます。**(以下略)

2. 諮問についての意見(5頁)

1) 個人情報の保護に対する基本的な考え方について

電子計算組織を利用し、住民基本台帳登載事項を中心に、個人情報の処理を推進するにあたっては

- ① 電子計算組織の利便さのみに目を奪われ、区民の基本的な人権保障に欠けるところがあってはならない。電子計算組織の利用は、**人権保障に視点を置いて管理運営されなければならない。**
- ② 個人情報の保護にあたっては、制度的にプライバシーの権利、とりわけ個人的秘密を保護すべく条例を制定してこれに対処する。
- ③ 区民の福祉増進に寄与するように努めるとともに、個人情報の利用の民主的運用を確保する。

なお、**国民総背番号制に反対するという意味からも、諮問の第二で出されている、国や他の地方公共団体との結合はしない、ということの基本にすえる必要があると考えます。**

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例(平成13年9月25日条例第44号)

第5条(審議会への報告等)

区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項(以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。)の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

第6条(不適正利用に対する措置)

区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者(以下この条において「国等」という。)に対し**報告を求めるとともに、必要な調査**を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、**必要な措置**を講じなければならない。

3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、**あらかじめ審議会の意見を聴く**とともに、広く区民の意見を求めるものとする。

4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その**措置の内容について速やかに審議会に報告**するものとする。

[8]開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすること。

▼個人情報保護法では、請求できる対象を、開示決定で開示を受けた個人情報に限定

第90条(訂正請求権)

何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 **開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報**

二 **開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの**

第99条(利用停止請求の手續)

利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出しなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 **利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日**その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

▼「Q&A(行政機関等編)」では、開示請求を前置しない条例も認める

Q5-8-2 法は、訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報について、本人が法の開示決定に基づき開示を受けたもの又は法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたものに限っているところ(法第90条第1項及び第98条第1項)、法施行条例で規定することにより、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象とすることはできるか。

A5-8-2 法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、**開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手續に関するものであり、訂正及び利用停止の手續に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。**(令和4年4月追加)

[9]代理人による開示・訂正等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に規定すること。

Q5-3-1 未成年者とその**法定代理人**との**利益相反**が生じるような場合があり得るところ、未成年者の法定代理人による開示請求について、本人の意思を確認することはできるか。また、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付ける法施行条例の規定を設けることはできるか。

A5-3-1 法定代理人は、任意代理人とは異なり、本人のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意は要しないため、本人の意思と独立して開示請求を行うことができます。

法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしていますが、未成年者の法定代理人による開示請求について、**一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、開示請求権について法に定めのない制限を課すもの**であって開示の手続に関する事項であるとはいえ、そのような規定を法施行条例で定めることは**認められません**。

もともと、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報を法定代理人に開示することにより本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(法第78条第1項第1号に規定する不開示情報)に該当する場合もあるところ、**同号該当性の判断に当たって、必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられません**。(「Q&A」令和4年4月更新)

Q5-3-3 **任意代理人からの開示請求**について、本人の意思を特に確認する必要があるときに、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認する手続をとることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

A5-3-3 任意代理人による請求の場合は、法定代理人による請求の場合と異なり**本人から委任を受けていることが要件**となります。そのため、なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理人の資格を確認することは重要であり、**必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認**することは妨げられません。

また、法第108条に規定する開示の手続に関する事項として**これを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられません**。(「Q&A」令和4年4月更新)

[10]個人情報ファイル簿の作成にあたっては、個人情報保護法では対象とならない保有個人情報についても対象とし、現行の目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し公表する仕組みを下回らないものとする。

▼個人情報保護法第75条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(「**個人情報ファイル簿**」)を作成し、公表しなければならない

▼ガイドライン 6-2 個人情報ファイル簿の作成及び公表

地方公共団体の機関、地方独立行政法人においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等)を作成し、公表することも可能である。

このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人においては、**個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない**(法第75条第5項)

「個人情報ファイル簿」=保有する個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載した帳簿
1,000人未満の個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けられていない

「個人情報登録簿」=業務単位で記録した「個人情報登録票」を綴った簿冊。

「個人情報登録票」は、業務の名称、個人情報の収集目的、個人情報の記録の内容、対象となる個人の範囲、個人情報の収集方法、管理個人情報の記録形態を登録

[11]死者に関する個人情報について、現行条例の保護水準を低下させないようにすること。

▼個人情報保護法 第二条(定義)

この法律において「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報**であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(略)

▼杉並区個人情報保護条例 第2条(定義)

(1)個人情報 **個人に関する情報**であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

▼ガイドライン 4-2-1 個人情報

法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、**「個人情報」の定義の統一**は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る**全国ルールの統一の根幹**をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。

▼Q2-2-1 死者に関する情報のうち生存する遺族の個人情報に該当する情報について、法施行条例で特定の情報がこれに該当する旨を定めることはできるか。

A2-2-1 死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であつて、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」(法第2条第1項)に当たります。

死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、**法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。**

一方で、**死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられません。**
(「Q&A」令和4年4月追加)

(2) 基本理念

③ 死者(死後)の個人情報は、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、社会通念に照らし慎重に取り扱われなければならない

※県の責務、県民の責務にも

「保有する死者(死後)の個人情報の取扱いに当たっては、最大限の配慮をしなければならない」

3 死者(死後)の個人情報の保護

県独自に条例で死者(死後)の個人情報を保護するための制度を設けます。

(1) 県が保有する死者(死後)の個人情報の取扱い

次の事項について、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに準ずる規定を設け、県独自に個人情報の死後における適正な取扱いの確保を図る。

- ①保有の制限、不適正な利用の禁止、③適正な取得、④正確性の確保、⑤安全管理措置、⑥従業者の義務、⑦漏えい等の報告、⑧利用及び提供の制限、⑨提供を受ける者に対する措置要求

(2) 死者(死後)の個人情報の提供の特例(略)

(3) 死者(死後)の個人情報ファイル簿(略)

(4) 罰則 (略)

※現行鳥取県条例逐条解説(令和3年4月)<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/424047/210401hogojoureikaisyaku.pdf>

「第2 解釈及び運用 1 第1号関係

(2)本号の用語の定義は以下のとおりである。

イ「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、親族関係、財産状況、所得その他一切の個人情報をいう。なお、個人情報には、個人が営む事業に関する情報(以下「個人事業主情報」という。)も含まれる。その理由は、個人情報と個人事業主情報とは明確に区分しにくいためである。

また、死者の情報は、個人情報に含まれる。その理由は、死者の情報であっても、適正に管理する必要があることと、実務上、すべての個人情報について、生存する者の情報であるかどうか確認することが困難なためである。」

[12]地方議会における個人情報の適切な取扱いを定めること。

▼個人情報保護法第2条(定義)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関(**議会を除く**。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

▼ガイドライン 4-1-1 行政機関等

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され(法第2条第11項第2号)、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、**個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましい。**

なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

- ・国及び地方公共団体の責務等を定める規定(法第2章)
- ・個人情報の保護に関する施策等を定める規定(法第3章)
- ・行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定(法第69条第2項第3号)

[13]行政機関等匿名加工情報の提供制度導入にあたっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案内容を公表し、公益性について慎重に検討すること。

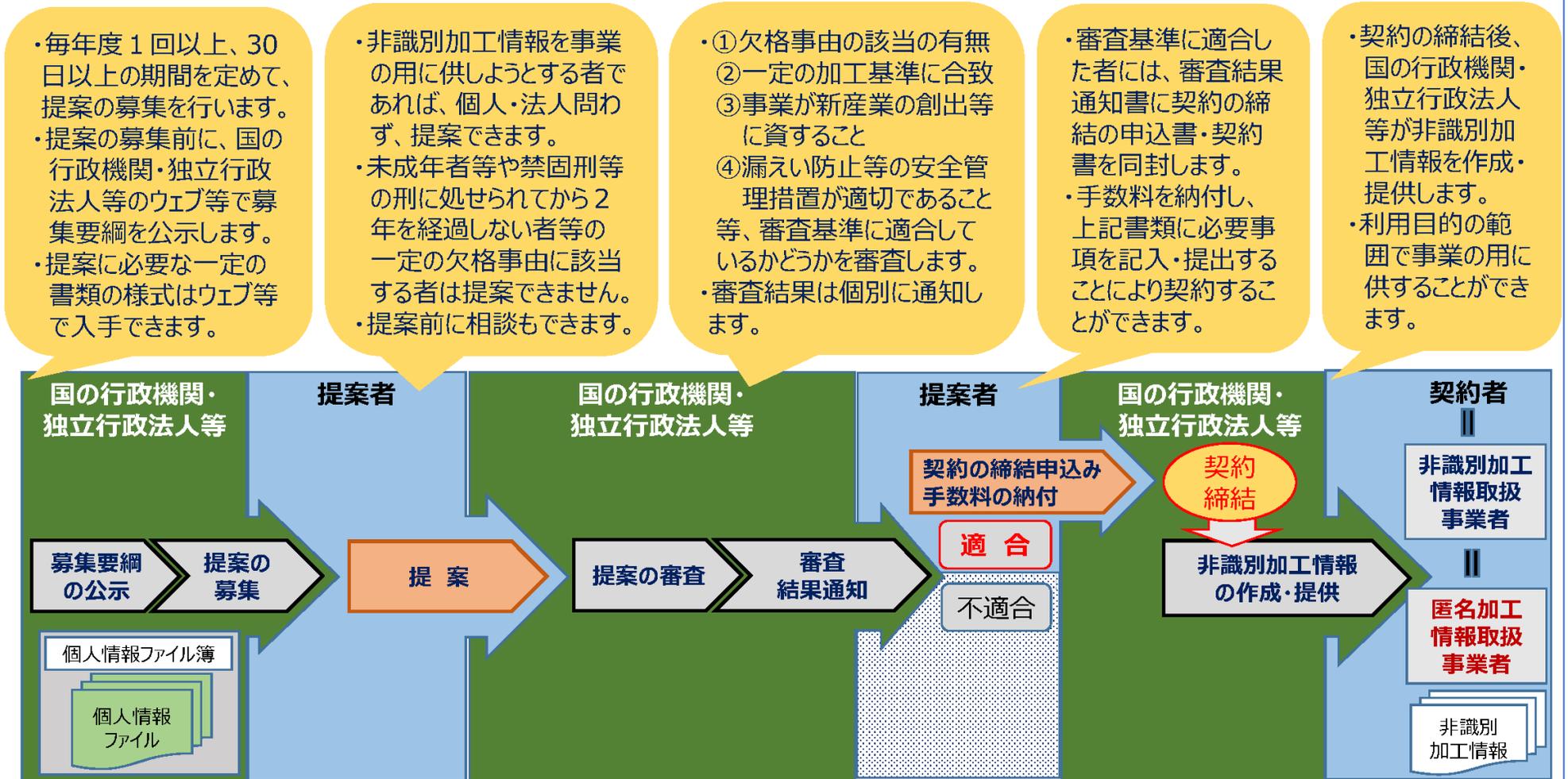
▼「匿名加工情報」
2015年個人情報保護法改正で新設され、個人情報として扱わない。

▼「非識別加工情報」2016年に行政機関・独立行政法人保護法改正で新設され、個人情報として扱う。

▼2021年法改正
匿名加工情報に統一（行政機関等匿名加工情報）され、個人情報ではなくなる

※自治体も実施対象。
当面、都道府県・政令指定都市以外の実施は任意

3. 非識別加工情報の利用に関する提案から非識別加工情報の提供までの主な流れ



匿名加工情報提供についてのデジタル国会での審議

●国の匿名加工情報(非識別加工情報)の提供実績(2021.3/24連合審査・共産本村委員)

(福浦政府参考人) 令和二年度の提案募集の対象となった個人情報ファイルは、行政機関は306件、独立行政法人等は1735件。

当該制度による提案募集は平成29年度から実施をされ、**これまでの実績は、独立行政法人住宅金融支援機構が提供を行った一件。提供先は、住信SBIネット銀行。**独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数は約百十八万人。非識別加工を行った個人情報ファイルの名称は、**個人融資マスターデータファイル。**

提供された非識別加工情報には、ID、住宅取得以外の借入残高、自己資金、融資申込金額、融資申込金額のうちボーナス返済分、融資種別、返済期間、職業、業種、就業時年齢、申込み本人前年年収、収入合算者の前年年収、性別、申込み時の年齢、家族構成、現住居形態、同居家族人数、現住所郵便番号、購入物件郵便番号、住宅床面積、土地取得費、建物購入価格、勤続年数が含まれている。

これらのデータについては、特定の個人が識別できないように加工している。

利用目的は、幅広い客層に**安価で優良な住宅ローンを提供するために、AI審査モデルの構築に活用した**ということでございます。独立行政法人住宅金融支援機構自身が非識別加工を行った。**手数料**については、契約当事者間の、特にその事業活動に関わるもので、**秘密事項**ということの整理で当委員会では承知をいたしておりません。

●防衛省の裁判関係データ(2021.4/14参院本会議・共産田村)

防衛省が2020年12月に提案を募集した個人情報ファイルの中に、**横田基地夜間差止等請求事件ファイル(訴訟原告名簿)**など裁判関係の15本の個人情報ファイルがあることを指摘。

●文科省国立大学法人の受験生データ(4/20参院内閣委・共産田村委員)

(政府参考人) 令和二年度の各国立大学法人の提案募集の対象となる個人情報の一覧表によりますと、**受験生の入試の点数や内申点**などの情報を含むファイルを提案対象としている法人は四十九法人、**授業料免除に関する情報**を含むファイルを提案対象としている法人は三十法人

田村委員) 授業料免除ファイル、ある大学のものを見ますと、母子、父子家庭であるかどうか、障害者がいるかどうか、生活保護世帯であるかどうか、被爆者がいるか、長期療養がいるか、家計支持者別居世帯かなども記録項目として挙げられているんですよ。極めてセンシティブな情報

[14]現行条例の個人情報保護の水準を低下させない条例とすること。
 国に対して個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を
 求めること。

▼本人開示等請求における手数料

Q5-7-1 開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

A5-7-1 地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており(法第89条第2項)、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています(法第89条第3項)。……国と異なる手数料とすることも可能ですが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要があります。なお、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。(「Q&A」令和4年4月追加)

▼本人開示・訂正請求・利用停止請求の期限

Q5-6-1 法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で(法第83条第1項)、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている(同条第2項)。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。

また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。

A5-6-1 ……開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。

もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。

なお、法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を「15日以内」とし、同条第2項の期間を「20日以内」とした場合には、法施行条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。(「Q&A」令和4年4月追加)